

平成 31 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2(2)

2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

平成 29 年 4 月(一部 28 年 4 月)には、社会福祉法人に対する指導監督について、国の基準を明確化(ローカルルールのは正)し、指導監督の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。

練馬区においても、平成 30 年 4 月に障害福祉サービス検査、31 年 4 月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約され、福祉サービスの指導検査体制の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 定款

法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

(イ) 評議員

a 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

b 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。

(ウ) 評議員会

決議が適正に行われているか。

(エ) 理事

理事となることができない者または適正ではない者が選任されていないか。

(オ) 監事

- a 監事となることができない者が選任されていないか。
- b 法令に定めるところにより業務を行っているか。

(カ) 理事会

- a 決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。
- b 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
- c 借入は、適正に行われているか。

(キ) 評議員および役員（理事、監事）の報酬等

- a 報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
- b 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

イ 事業

(ア) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(イ) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

ウ 管理

(ア) 資産

- a 基本財産の管理運用が適切になされているか。
- b 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。

(イ) 会計等

- a 経理規程が遵守されているか。
- b 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。
- c 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
- d 賞与引当金を適正に計上しているか。

エ その他

- a 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。
- b 契約等が適正に行われているか。
- c 法令に定める情報の公開を行っているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

過去2か年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人（年度途中で認可を受けた法人を含む）および文書指摘を行った法人から選定する。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

なお、介護サービス検査については、法人監査と施設検査を極力同時に実施するため、指導検査担当部署と協議の上定める。

（2）随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられている場合、その他必要と認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

（3）実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画（合同検査）の結果や法人との調整を踏まえて決定する。

（4）体制

一般監査は、原則、管理課社会福祉法人係職員3名の体制で行う。特別監査は、原則、管理課長を含めた4名の体制で実施する。

なお、監査対象となる法人に関連部署がある場合は、必要に応じて監査の立会いを要請する。

（5）実施方法

監査実施日の概ね1か月前に、法人の代表者宛実施通知を行い、一部の監査資料の事前提出を求める。なお、緊急を要する場合は通知日を短縮する。

指導監査は法人本部所在の施設等に赴き、実地において行うものとし、監査対象資料を確認のうえ、法人からのヒアリング等を基に監査事項を確認する。

なお、監査時間は原則として、午前10時から午後5時とする。

（6）結果等の公表

指導監査の実施後、指導事項や改善報告などの情報については、東京都および関連部署へ情報提供を行う。また、当該年度の指導監査の状況や結果については、

指導監査報告書として取りまとめ、区ホームページに掲載する。

(7) その他

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義が生じた場合は、東京都や関連部署と協議を行うものとし、また区顧問弁護士への相談や監査法人等への業務委託の活用によりの確な指導監査を実施する。